

○雲仙市物品調達等競争入札参加資格審査及び選定要綱

平成18年12月26日

告示第179号

改正 平成28年4月1日告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、雲仙市が発注する物品の調達及び委託業務等（雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱（平成17年雲仙市告示第72号）の適用を受ける業務を除く。）の契約を締結する場合の競争入札に参加する者の資格及び当該資格の審査等について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加資格)

第2条 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次に該当しない者とする。

- (1) 令第167条の4に該当する者
- (2) 営業に関し許可、登録等を必要とする場合においてこれを受けていない者
- (3) 都道府県税及び市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 次条に規定する資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

(申請書の提出)

第3条 市長は、隔年ごとに期日を定め、競争入札に参加しようとする者に対して、雲仙市入札参加資格審査申請書（物品調達・その他業務）（以下「資格審査申請書」という。）を提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、随時に期日を定め、資格審査申請書を提出させることができるものとする。

3 資格審査申請書には、別表に掲げる書類を添付させるものとする。

(審査及び資格の認定)

第4条 市長は、前条の規定により申請書を提出した者に対する競争入札参加資格について、総務部契約検査課において審査した結果に基づき、競争入札参加資格の有無を認定するものとする。

(資格の有効期間)

第5条 前条の規定により認定された競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定されたときから次期の定期の競争入札参加資格審査に基づく競争入札参加資格の認定のときまでとする。

(名簿の作成)

第6条 市長は第4条の規定により、資格等を認定した者（以下「有資格者」という。）について、有資格者名簿を作成するものとする。

(競争入札参加資格の変更等)

第7条 市長は、有資格者と認定した後に、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、総務部契約検査課の審査を経てその資格を変更し、又は取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める競争入札参加資格を有しなくなったとき

(2) 不正な手段又は虚偽の申請によって競争入札参加資格の認定を受けたと認められたとき。

(3) その他合理的事由があると認められるとき。

(変更等の届出)

第8条 有資格者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更が生じたときは、速やかにその事実を証する書類を添付して雲仙市入札参加資格審査申請書変更届を市長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所（法人にあつては、事業所等の所在地）及び電話番号等

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の役職及び氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 営業に関する許認可（許認可を受けている者に限る。）

(競争入札の参加)

第9条 競争入札に参加することができる者は、有資格業者名簿に登載されている者でなければならない。

(指名業者の選定における留意事項)

第10条 指名業者の選定に当たっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 受注状況、経営状態等による債務履行能力

(2) 当該債務の履行場所、その他の地理的条件

(3) 不誠実な行為の有無

(随意契約の業者選定)

第11条 この要綱は、随意契約について準用する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、第9条の規定を準用しないことができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第50号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	申請書に添付する書類
1	営業の概要等に関する調書
2	営業に関し法律上必要とする登録（許可）の証明書（写）
3	製造・販売・業務等実績調書
4	登録希望業種調書
5	登記簿謄本（法人の場合）又は代表者の身分証明書（個人の場合）
6	委任状（支店（社）等に入札・契約等の権限を委任する場合のみ）
7	使用印鑑届
8	印鑑証明書

9	都道府県税及び市町村税の未納がない旨の証明書
10	消費税及び地方消費税の未納がない旨の証明書
(注)	
1 使用印鑑届は、今後2年間における本市との取引の一切（入札、契約代金請求等）に使用する印鑑とする。	
2 番号9及び10の書類については、申請する日以前3カ月以内に発行されたものに限る。	
3 番号1・9及び10の書類については、写しをもって代えることができる。	
4 定期の申請書提出後2年目は、必要に応じ関係書類を提出させるものとする。	